# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛南町は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに 当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利 益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の 事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人 のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

愛南町長

### 公表日

令和3年8月6日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務において取り扱う。 ①賦課資料に基づき住民税額の賦課業務 ②住民税の減免等業務 ③住民税の収納・還付業務 ④滞納整理業務
③システムの名称	1 個人住民税システム2 宛名・納付システム3 収納管理システム4 滞納管理システム5 確定申告支援システム6 団体内統合宛名システム7 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル	名
個人住民税課税台帳、個人住	E民税徴収簿、住民税事業所台帳、住民税滞納整理簿
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法別表第一の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>
②法令上の根拠	1 番号法別表第二の27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第7号)第20条第1号、第2号、 第3号、第4号及び第5号
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
請求先	愛南町総務課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-1211
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	愛南町税務課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-7301

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			]1年6月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし ]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
2 2	項目評価		# b-T-0=	3) 基礎項目評価書之				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	ウ情報提供ネットワー	-クシステム	」を通じた提供を除く。) [	〇 ]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	との接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし				
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし				
7. 特定個人情報の保管・	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査 [ ] 外部	『監査			
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていた				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月27日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 山田 智久	税務課長 浅海 宏貴	事前	人事異動に伴う変更
平成28年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	第20条第1号、第3号及び第4号	第20条第1号、第2号、第3号及び第4号	事後	記入漏れによる変更
令和1年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの 名称	1 個人住民税システム 2 宛名管理システム	<ul><li>1 個人住民税システム</li><li>2 宛名・納付システム</li><li>3 収納管理システム</li><li>4 滞納管理システム</li><li>5 確定申告支援システム</li><li>6 団体内統合宛名システム</li><li>7 中間サーバ</li></ul>	事後	使用するシステムの追加及び システム名称変更
令和1年6月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 浅海 宏貴	税務課長	事後	所属長氏名削除
令和1年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話番号 0895-72-1211	電話番号 0895-72-7301	事後	連絡先電話番号変更
令和1年6月1日	Ⅳ リスク対策	なし	「Ⅳ リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による追加
令和3年8月6日		1 番号法別表第二の27の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令(平成26年内閣府/総務省/令第7号)第 20条第1号、第2号、第3号及び第4号	1 番号法別表第二の27の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令(平成26年内閣府/総務省/令第7号)第 20条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号	事後	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(令和3年内閣府・総務省令第9号)による変更